

郡山市告示第 402 号

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）第 1 の 1 に規定する地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

その関係図面は、郡山市環境保全センターにおいて一般の縦覧に供する。

平成 24 年 3 月 15 日

郡山市長 原 正 夫

地域の類型	当てはめる地域
A	第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
B	第 1 種住居地域及び第 2 種住居地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考

この表において「第 1 種低層住居専用地域」、「第 1 種中高層住居専用地域」、「第 2 種中高層住居専用地域」、「第 1 種住居地域」、「第 2 種住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。